

会議資料 4

人権に関する総合計画の中間見直しに伴う策定方針について

1. 計画策定の趣旨

- 人権を取り巻く国際情勢や社会情勢、国・県の動きを見据え、市民及び企業・事業所等と行政が、人権尊重のまちづくりのため、主体的に取り組むことを目指し、平成29年7月に「甲賀市人権に関する総合計画」を策定しました。
- この度、第2次甲賀市総合計画の見直しにあわせ、本計画の見直しを行うものです。

2. 計画の位置づけ

- 本計画は、「甲賀市人権尊重のまちづくり条例」がめざす人権尊重のまちづくりの理念を具現化していくことを目的として策定するものです。また、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定される地方公共団体の責務として、本市が人権教育・啓発を総合的、計画的に推進するための計画とします。

3. 策定の方向性

- 本計画の策定にあたっては、国及び滋賀県が策定する関連計画並びに第2次甲賀市総合計画をはじめ、本市が策定している他の計画等と整合性を図るとともに、現行計画の基本理念に基づきこれまでの成果や課題等の検証を行い、見直すこととします。

《現行計画の基本理念》

命輝き 幸せと「あふれる愛」がつながるまち こうか

- ・一人ひとりの命が大切にされ、命が輝くまちをつくれます。
 - ・自尊感情を育み、居場所がある幸せを感じられるまちをつくれます。
 - ・お互いに違いを認め合い、誰もが輝く多様性があるまちをつくれます。
 - ・人と人とのつながりを深め、ささえ合える優しさあふれるまちをつくれます。
- 市民意識調査の結果を反映するとともに、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた「新しい豊かさ」によるまちづくりの視点を踏まえ、見直しを行います。

【論点】

これまでの基本理念を継承しつつ、社会情勢の変化、とりわけ新型コロナウイルス感染症に伴う人権問題を新たな課題として取り組んでまいります。

4. 計画の期間

- 本計画の期間は、平成29年度から令和10年度までの12年間としています。
- 社会情勢の変化や国内外の動向、市民ニーズなどを踏まえ、必要に応じて4年ごとに見直しを行います。
- 令和3年4月から9月までの間は、現行計画を延長した運用とします。

5. 策定体制

- 甲賀市人権尊重のまちづくり推進本部会議において本計画の見直しに関する審議を行います。
- 甲賀市人権尊重のまちづくり審議会において本計画の見直しに関する調査および審議を行います。
- 市民意識調査やパブリックコメントにより広く市民の意見を聴取します。

6. 計画策定のスケジュール

- 令和3年2月 策定方針の決定
- 令和3年3月 人権尊重のまちづくり審議会での審議開始
計画素案（見直し案）作成
- 令和3年6月 パブリックコメント
- 令和3年9月 計画策定（見直し完了）